



川崎市

令和3年度 第1回  
川崎市指定介護保険事業者等集団指導講習会

# 令和3年度介護報酬改定における 条例改正関係 (災害への地域と連携した対応の強化)

健康福祉局長寿社会部  
高齢者事業推進課事業者指導係



# 災害への地域と連携した対応の強化

【通所介護、多機能系（既に規定あり）、特定施設入居者生活介護、施設系、短期系】

- ☑ 非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。



# 災害への地域と連携した対応の強化

- ☑ 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例  
第110条第2項：通所介護の例

指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。



# 災害への地域と連携した対応の強化

- ☑ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  
(平成11年9月17日老企第25号)

同条第2項（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する基準第103条第2項）は、指定通所介護事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。

# 参考資料

○厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html))

○川崎市ホームページ 川崎市基準条例（R03.04.01施行）

(<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000096593.html>)



# 条例改正に関する質問等について

## ○川崎市ホームページ

- ・ 【事業者向け】 介護保険Q & A ・ 問い合わせ

(<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0-0.html>)



以上で終了です。ご清聴ありがとうございました。

